

支部ニュース

団東京

2009年5月 No. 426

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201
郵便振替00130-6-87399 03-3814-3971 Fax03-3814-2623
メールアドレス dantokyo@dream.com

今月の主な内容

IOC評価委員との面会を実現！

「異議あり！2016石原オリンピック」シンポ大成功……………高石育子
宣伝行動に積極的に参加して、国民の大きな力で、海賊対処派兵法案の成立
を阻止する声を高めましょう……………長澤 彰
東京高裁でこそ無罪判決を！

～国公法弾圧・堀越事件控訴審報告～……………遠藤輝好

第80回中央メーデーに参加して……………枝川充志

アキバで街頭宣伝・労働相談会をやりました……………今泉義竜

シンポジウム「心と意見の表明の自由はないのか？」

～思想良心の自由と表現の自由の現在～のご案内……………新村響子

今年もやります！ 団東京支部サマーセミナー2009……………横山 聡

第20回団支部ソフトボール大会は11月9日（月）に決定

第1回実行委員会（6月2日）にご参加を！！……………中川勝之

幹事会議事録

日誌



IOC評価委員との面会を実現！

「異議あり！2016石原オリンピック」

シンポ大成功

高石 育子 東京第一法律事務所

1 実行委員会の結成

団東京支部が東京都スポーツ振興基本計画に対するパブリックコメントを発表したことをきっかけに、東京支部執行部（小部正治前幹事長，大崎潤一前事務局長，そして事務局次長の高石）は、昨年夏から、新日本スポーツ連盟東京都連盟（「新スポ連」）との間で、都政のスポーツ振興と東京オリンピック招致について意見交換をするようになった。

そして、友好団体に呼びかけ、東京地評，革新都政をつくる会，東京革新懇，新婦人，臨海都民連，東京自治労連等が参加して，意見交換会を重ねた。

それぞれの団体の立場から，オリンピック招致に対する意見は様々なものがあり，一つの意見に集約はできないが，「オリンピック運動の立場には賛成するが，今回の東京オリンピック招致については異議がある。」ということまでは一致し，そのスタンスで，各団体の合わさった実行委員会をつくり，今回の招致計画を検証しようという試みでシンポジウムを行うことを決めた。

2 シンポジウムの方向性

強調したい点は「オリンピック=悪者，ではない」という基本的スタンスである。

我々は，オリンピック運動の趣旨には大いに賛成している。オリンピックそのものに真っ向から反対しているのではない。むしろ，純粋にオリンピックが与える感動や希望という積極的役割は大いに賛成しているし，期待もしている。

しかし，現在の招致計画は，オリンピックが持つ大きなプラスのイメージを利用して，都民をごまかすような計画となっているのではないか，それをシンポジウムで様々な角度から議論・検証しよう，というのがシンポジウム開催の趣旨となった。

シンポの名称は「異議あり！2016石原オリンピック」とし，シンポ開催日は，IOC評価委員の東京視察来日初日の平成21年4月14日とした。

シンポに先立ち，IOCの本部の委員に対して，シンポのご案内と招待のFAXを英文と仏文（！）で送った。シンポ後のジャパニーズスタイルバーでの懇親会にも誘った。これが4月19日のIOCとの面会につながったのである。これらの英文，仏文FAXの作成には東京支部事務局の奥住さんの尽力によるところが大きい。

シンポの1週間前まで参加者人数は予想できず，50名来てくれればよし，100名来たら大成功だよ，と言っていた。

ところが，シンポの3日前に，IOC評価委員がシカゴ視察にあたり反対派からも意見を聞いたため東京でも反対派から意見聴取をする予定，という新聞報道がされたことをきっかけに，突然，マスコミが私たち実行委員会に注目するようになった。

4 4.14 シンポ

シンポ当日の朝には、マスコミの単独インタビューを受けた。その夜のシンポには、マスコミも、報道テレビ複数社、新聞複数社が押しかけた。

肝心のシンポ参加者はなんと150名超！ 150部用意していた配布資料も売り切れ御免のうれしい悲鳴。

シンポの内容も、とても中身の濃いものであった。経済効果の点について金子貞吉中央大学名誉教授から、現時点での資料を基に2016年の経済効果を算出しており全面的に依拠できないこと、経済効果を事後的に検証が出来ないこと、オリンピック後の施設維持費は全く計算に入れていないことから、都がアピールしている経済効果ははなはだ疑問であること等が報告された。都政の面からは、松村友昭日本共産党都議会議員から、「コンパクトでお金がかからない東京の計画」はごまかしであり、4候補都市中、施設整備費は東京がもっとも高額であること、オリンピックを口実にしたインフラ整備に別途9兆円をつぎ込む計画であること等の問題点が報告された。オリンピック運動の側面からは、和食昭夫新スポ連理事長から、石原都政になってスポーツ振興予算は以前の3割まで削減され、スポーツ振興行政を後退させ、招致を機にさらにゆがめていることはオリンピック運動の趣旨に反すること、遊泳禁止のお台場で10キロ水泳の競技を行う(!)、既存の施設の横に新規施設を新設していながら「既存施設を利用」と表現するなどごまかしや無理がある開催計画であること、石原都知事の政治姿勢は、いかなる差別をも認めないオリンピック運動と相容れないことなどが報告された。

参加者からは、「今回の招致に異議を唱える理由がよく分かった」などの感想が多くよせられ、シンポは大成功を収めた。

4 4.17 アピール行動

さらに、私たちシンポ実行委員会は、I O C 評価委員がメインスタジアム予定地を視察する4月17日に、「2016BID Objection! 異議あり！」と書いたオレンジ色のプラカードを掲げて静かに結集した。特に拡声器で呼びかける等はしなかったが、Objection!を持つ人たちが存在する事実は東京都にも評価委員にも印象に残ったと思う。その証拠に、都招致委員会側は、私たちの前にあえてバスを止め、I O C 評価委員から私たちを隠したのである(!)。私たちが場所を移動すると、また別のバスが動いて私たちを隠した。仕方ないから私たちも再度移動する。そんなことが繰り返された。

5 I O C 評価委員との面会そして記者会見

その翌日18日(土)の朝、都招致委員会から、I O C が19日に面会したいという連絡が入ったのである。新スポ連を中心に、大急ぎでI O C への発言内容を検討し、通訳を手配した。

面会は通訳込みで2名のみ、という制約があったので、私は、面会するホテルの部屋の前まで待っていた。評価委員はとてもフレンドリーな雰囲気、こちらが用意した資料など積極的に受け取っていたが、この場合は協議交渉の場ではないので話を聞くだけで回答はしないということであった。しかし、私たちの意見を直接I O C 側に伝えられたのは大きな成果となった。

I O C との面会后、直ちに記者会見が行われた。集まったマスコミは10数社。ただちにテレビでも報道された。私たちはなぜ今回の招致計画に反対なのかを正確に伝える

よう細心の注意を計ったが、果たしてそれが正確に伝わったかは定かではない。実際に一部報道では「オリンピック＝悪者。だから反対」という誤った報道のされ方もあった。

6 今後の活動

開催地決定は今年10月であり、シンポ実行委員会は、連絡会に形を変え、活動を継続していくことになった。

まずは、我々のスタンスに賛同してくれる団体を増やすため、我々の趣旨を正確に説明する冊子を団体向けにつくることになった。

また、I O C本部やI O C委員に対しては、私たちの意見F A Xを送ることになった。

今後も10月に向けて、活動を続けていく予定である。

宣伝行動に積極的に参加して、国民の大きな力で、海賊対処派兵法案の成立を阻止する声を高めましょう

長澤 彰 代々木総合法律事務所

(4月24日新宿西口街頭宣伝での発言)

はじめに

海上自衛隊の護衛艦2隻がソマリア沖アデン湾で日本船籍の護衛を開始した。しかし、フランス海軍が海賊2人を射殺したのに続き、アメリカ海軍が海賊3人を射殺した事態が発生し、海賊側も「報復」を宣言し、貨物船をロケットで攻撃する事態が発生している。極めて、危険な事態になっている。

そもそも、海賊対策は、軍隊を派遣することで実現できるのか。

国連決議により、昨年暮れから各国の海軍がアデン湾に派遣されているが、海賊の発生件数は、逆に増えている。軍隊による対策が効を奏していないという事実が明らかになっている。

なぜ、海賊が発生するのか、実は、海の問題ではなく陸の問題である。

1 海賊は陸の問題

ソマリアでは、1991年にバーレ政権が崩壊し、その後、中央政府が不在のまま、政治的混乱と極度の貧困状態が継続している。産業は破壊され、漁民は海を荒らされ、生活のために海賊になったといわれる。漁民がすぐに海賊になったわけではなく、中央政府が存在しなくなったため、沿岸警備が手薄になり、外国から産業廃棄物などを不法に投棄され、漁場が荒らされ、外国の漁船が領海内で漁をおこない、ソマリアの漁民の漁場が荒らされたので、不法侵入船を追い払うようになり、その漁民が海賊になって言ったといわれる。

ソマリア中央政府を再建し、生活を安定させ、貧困をなくしていくことなしに、ソマリア海賊対策はない。政府が崩壊し、政治的混乱に陥った貧困国を国連は今まで、何度も、再生させてきた経験があります。これを直ちに実行に移すことが必要です。ところ

が、こういう根本対策について、国会では、何ら論議がなされていない状態である。

2 海賊対策は軍隊では対応できない

当面の海賊対策でも、軍隊による対策は全く意味がない。軍艦は、海賊を追い払うことはしても、逮捕して裁判にかけることはできない。ソマリア海賊は、軍艦に護衛された船は襲わないが、護衛されていない船を襲っている。海賊は、高速艇で大型貨物輸送船などに接近し、縄ハシゴをかけて船に乗り込み、乗務員を人質に取り、身代金を要求するというのが、一定のパターン。大型貨物輸送船でも、乗務員は20人程度であり、隙をついてタンカーに乗り込み、船を乗っ取るというやりかた。軍艦に護衛されていない船は、常に危険がある。

アデン湾を航行する船は、2008年度で18000隻、一日当たり50隻、1隻の船を前後ろ1隻ずつ軍艦で護衛するなら1日100隻の軍艦が必要になる。ソマリアの海岸線は3000キロメートルあり、護衛は1日では終わらず、数日かかる。アメリカの海軍の報道官は「世界の軍艦をアデン湾に集めても海賊対策にならない」といっている。

日本から2隻の護衛艦を派遣したくらいで、海賊対策にはならないのは明らか。

3 海賊対策は沿岸国の警備強化で

それでは、どうすればよいのか。近隣で大きな国であるイエメンの沿岸警備隊の隊長は、朝日新聞に対して「海上自衛隊の派遣は必要ない。むしろ、我々の警備活動強化に支援してほしい」「日本から自衛隊を派遣すれば費用がかかる。現場をよく知る我々が、高速艇で取り締まったほうが効果がある」と述べている。

マラッカ沖に海賊が多発し、世界が海賊対策に力を注いで、海賊が激減した経験がある。そのとき、マラッカ海賊のために軍隊を出そうということにはならなかった。沿岸国の警備機能を強化することで、海賊を撃退したのであり、海賊対策は、沿岸国の警備機能の強化が第一である。

4 なぜ、真の解決策が論じられないのか

なぜ、真の解決策が論じられないのか。海上自衛隊を出すことに、自民公明の与党だけでなく、民主党も賛成だからである。昨年10月の国会で、海賊対策に海上自衛隊を派遣せよと政府に迫ったのは、民主党の議員である。自衛隊の派遣のいいだしっぺは民主党であり、国会で、真の問題点を深める議論がなされていないからである。

5 海賊対処法案は昨日(4/23)衆議院を通過

昨日(4/23)海賊対処法案は、衆議院を通過した。この法案は、ソマリア海賊対策といいながら、場所も、期間も制限しない法案になっている。「任務遂行」のための武器使用の範囲を大きく認め、海賊に自衛隊が先制攻撃を加えることもを認めたもので、「武力による威嚇」「武力行使」を禁止した憲法9条に違反することは明白。

民主党は、場所や期間の無制限にする点には何ら意見を述べず、憲法9条違反の武器使用の拡大にも、全く異論を述べていない。

この法案が、このまま、成立することになれば、海上自衛隊が、戦後初めて、海賊に銃撃戦をいどみ、死傷者が発生する危険が極めて高い。

憲法違反の海賊対処法の成立を許さず、武器を実際に使用をしない状態で自衛隊を撤退させることがどうしても必要。

国民の大きな力で、法案の成立を阻止し、海上自衛隊の撤退を実現しましょう。以上

東京高裁でこそ無罪判決を！

～ 国公法弾圧・堀越事件控訴審報告～

遠藤 輝好 東京合同法律事務所

1 国公法弾圧・堀越事件は、今さら説明するまでもないが 被告人である堀越さんが、休日に、職場から離れた自宅付近で、公務とはまったく無関係に行った日本共産党の機関誌号外等を配布した行為が、国家公務員法違反に問われた事件である。

一審判決は、堀越さんに対して「罰金10万円，執行猶予2年」の有罪判決を下した。「罰金刑について執行猶予が付くことがあるのか!?」という違和感とともに、この不自然な判決が堀越事件の難しさを端的に現しているのだと直感した。

私は、控訴審から、堀越事件の弁護団に加わる機会を得たのであるが、先に述べた「直感」はズバリ的中であった。弁護団では憲法パートを担当しているが、堀越事件を憲法訴訟という観点からみると、それは「猿払判決への挑戦」である。我が国の裁判所を30年以上の長きにわたって支配している猿払判決と真正面から対峙する厳しさを、公判、弁護団会議の度に痛感している。堀越事件一審判決は、まったく情けないことに猿払判決にただただすがりつく内容となっており、弁護団の標的はまさに猿払判決なのである。

2 堀越事件控訴審は、現在、証人尋問の真っ只中である。ここで5月13日に行われた第9回公判について報告させていただく。

この公判では、弁護側証人として、専修大学法科大学院教授の晴山一穂先生に、フランス公務員制度を中心に詳細にご証言いただいた。フランスでは官吏の政治活動を正面から制限する法律など存在しないこと、フランスでは堀越さんが行ったようなビラ配布であれば刑罰どころか懲戒処分の対象にすらならないこと、などが明らかにされた。

そして、晴山先生は、猿払判決にも言及され、「『行政の中立的運営』と『公務員の政治的中立性』とはまったく別のものである。『行政の中立的運営』と公務員の政治活動の保障とは何ら矛盾するものではない。私は、研究者として、長い間、猿払判決に疑問を感じ続けてきた」と、私の担当しているパートに関しても力強いご証言をされた。

猿払判決は、市民感覚からずれているだけでなく、プロである研究者からも痛烈に批判されるものなのである。変更は免れまい。

3 また、第9回公判では、裁判官の交代に伴う更新弁論も行われた。

この更新弁論では、とくに国際人権法の観点から、昨年10月に出された国連人権規約委員会の総括所見が紹介された。すなわち、「委員会は、公職選挙法の下での戸別訪問の禁止、選挙運動期間までに配布可能な文書図画への制限などの表現の自由及び参政権に対して課された非合理的な制約につき懸念を有する。委員会は、政治活動家と公務員が、私人の郵便箱に政府に批判的なビラを配布したことで、不法侵入についての法律や国家公務員法の下での逮捕、起訴されたとの報告についても懸念する」との懸念事項が示され、「締約国は、規約...の下で保護されている政治活動及び他の活動を、警察、

検察官及び裁判所が過度に制約しないように、表現の自由と参政権に対して課されたいかなる非合理的な法律上の制約をも廃止すべきである」という勧告がなされたことが明らかにされたのである。もはや裁判所も超然としていればいいというわけにはいかないであろう。

この公判で驚いたのは、この懸念事項・勧告に係る「国連自由権規約委員会の最終見解」の取調べを請求した際、検察官が「不同意」の意見を述べたことである。「どうして『公の文書』を『不同意』とするのか?」、弁護人から「検察官の資質を問う」意見が出たことは当然である。要するに、この勧告は、検察官にとってそれほどまでに痛手となる証拠だということなのであろう。そうであるとしても、国際水準に見合う努力を怠らない検察であってほしいものである。

4 以上のように、堀越事件控訴審は、今まさに山場を迎えている。

憲法、公務員法、刑事法、国際人権法...あらゆる角度から、一審判決の誤りを正すべく、弁護団も必死である。弁護団の方針に死角はなく、必ずや高裁では無罪判決が下されるであろう。今後の皆様のご支援をあらためてお願いすると同時に、新人弁護人の決意表明としたい。

以上

第 80 回中央メーデーに参加して

枝川 充志 東京合同法律事務所

「派遣切り」「官製貧困」「都立病院つぶし反対」「保育制度をかえるな」「仕事をよこせ」「農業を守れ」「ソマリア派兵反対」「海賊対処法案反対!」、この日、代々木公園に集まれば、人々の暮らし、平和を脅かす動きにモノ申す人々のナマの声を聞くことができる。こんな雰囲気醸し出す「第80回中央メーデー」が、5月1日、約3万6000人(主催者発表)の参加を得て開催されました。

今回掲げられたテーマは「なくせ失業と貧困」。「年越し派遣村」名誉村長の宇都宮健児弁護士があいさつをされたように、今年は、昨年来の経済不況とあいまって、派遣切り問題が俄然クローズアップされていたように思います。しかし冒頭にかかげたように、保育の問題から果てはソマリア派兵にいたるまで、「働く者の祭典」といっても、人々の生活領域を脅かす問題が多岐にわたってとりあげられていたように思います。メーデーという日は、日々忘れがちなこれらの問題を再認識させてくれる日だと思われました。会場となった代々木公園では、各種運動の関係者が所狭しとプラカードや怒りの握りこぶしをかたどった模型などを用意し、各テーマについて声をあげていました。関係者のあいさつが終わった後、デモ行進が始まり、青空の中シュプレヒコールをあげながら明治公園まで青山や表参道を当たり練り歩くのは実に気持ちのいいものでした。私の所属する法律事務所にも他を圧倒する大きな「事務所旗」があり、同期の弁護士がこれを30分近く持ちつづけ、些か申し訳ないと思われましたが、存在感をみせつけ重ねて心地よい気がしました。

ところで私は、弁護士になってまだ1年目ですが、前職の関係で13~4年前のメーデーに参加した記憶があります。しかし当時、メーデーのテーマが何だったのかなどは

っきり覚えていません。振り返れば時はバブル崩壊後。世相は必ずしも楽観的な状況ではなく、不良債権問題、小選挙区制導入、阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件など、様々な問題・出来事がありました。おそらくこれらに関連した問題にシュプレヒコールがあがっていたのでしょうか。このとき議論された問題はいまどうなったのか、人々の暮らしはよくなったのか否か、何が違って、何が変わらず、今に至るのか。働く人たちの連帯の声に耳を傾けながら、来し方を振り返りつつ、行く末について考えさせられた一日でした。

アキバで街頭宣伝・労働相談会をやりました - 次回は6月14日1時~@原宿です -

今泉 義竜 東京法律事務所

去る4月26日、千代田区労連他諸団体と共同し、秋葉原駅前街頭労働・生活相談会を約2時間にわたり行いました。延べ36名が参加（団東京支部からは7名）、用意した権利手帳1000冊などを全て配布し、相談6件（労働3件、生活1件、その他2件）を受けました。相談件数自体は少なめでしたが、宣伝物の受け取りはよく、手応えを感じました。

この街頭宣伝・労働相談は、雇用破壊が深刻な情勢のもと、団東京支部が諸団体と共同し、労働者に権利を知らせ、その場で相談にも応じるべく定期的に都内各地で開催していくというものです。

次回は6月14日（日）午後1時から、原宿駅周辺で行います。是非ご参加下さい。



シンポジウム「心と意見の表明の自由はないのか？」～思想良心の自由と表現の自由の現在～のご案内

新村 響子 旬報法律事務所

6月12日に日弁連と東京三弁護士会の共催（予定）で、「心と意見の表明の自由はないのか？」～思想良心の自由と表現の自由の現在～と題するシンポジウムを行うことになりました。

このシンポジウムを企画することになったきっかけは、立川イラク反戦ピラ事件の最高裁判決（最二小判 H20.4.11）、君が代ピアノ伴奏拒否事件最高裁判決（最三小判 H19.2.27）という二つの最高裁判決への疑問でした。ピラをまいただけで逮捕され有罪とされてしまう、「君が代」のピアノ伴奏を拒否することはそもそも思想良心とは関係がないとし

て切り捨てられてしまう・・・憲法の番人であるはずの最高裁判所がこのような判断をしてよいのか？という疑問と批判を基調報告としてまとめました。そして、シンポジウムを通じて、表現の自由と思想良心の自由が現在危機的状況にあることを広く市民、弁護士に訴えることにしました。

シンポジウムでは、各事件当事者からの声、基調報告に続き、土屋英雄先生（筑波大学大学院教授・憲法学専攻）、森達也さん（映画監督・作家）、水口洋介先生（弁護士・東京「日の丸・君が代」訴訟弁護団）、内田雅敏先生（弁護士・立川イラク反戦ビラ事件弁護人）をお迎えしてパネルディスカッションを行う予定です。

各分野の専門家による充実した議論を聞くことができますと思いますので、みなさんぜひご参加ください！団員のみなさんには、ビラ配布に関する不当逮捕事件、日の丸君が代強制関連事件に関わっておられる先生方が多くいらっしゃると思います。当事者や支援者の方々、お知り合いにもお声をかけて頂ければ幸いです。

多数のご参加をお待ちしております。

【日程等のご案内】

詳細は、同封のチラシをご覧ください。

日時 2009年6月12日（金） 18:30～20:30

場所 弁護士会館2階 講堂クレオ

問合せ先： 東京弁護士会 人権課 03-3581-2205

今年もやります！ 団東京支部サマーセミナー2009

横山 聡 支部事務局長

07年から、名称を一新して始まったサマー・オープン・セミナーですが、今年は「貧困と子ども」の関係を勉強してみたいと思っています。貧困が、社会的に最も弱い階層に位置する「子ども」にどのような影響を与えているかを現場の視点で講演していただくと思い、現在教育関係の専門家と交渉中です。加えて、もう1テーマくらいでの講演・討議を考えています。

また、その外に、皆様の興味の対象となっているテーマがあれば、団支部事務局までご連絡ください。

日時は8月28日（金）～29日（土）と決まっています。さあ、手帳にバッチリ入れて、他の用事を入れないようにしてください。なお、場所等はまだまだ未定です。追ってご連絡しますのでお楽しみにお待ちください。

第20回団支部ソフトボール大会は11月9日(月)に決定 第1回実行委員会(6月2日)にご参加を！！

中川 勝之 東京法律事務所

恒例の団支部ソフトボール大会，日時は11月9日(月)，会場は大井ふ頭中央海浜公園野球場に決定しました。

これまで運営については支部事務局を中心に行ってきましたが，参加者からも幅広く意見を募ってより良い運営を図るべく，実行委員会を組織することとしました。第1回実行委員会を6月2日午前11時から，団支部事務所で開催します。参加予定の事務所・弁護団からは監督予定者等最低1人は出席していただけたらと思います。また，意見や提案がある方は事前にどんどん実行委員会にお寄せ下さい。記念すべき第20回大会を例年以上に盛り上げていきましょう

幹事会議事録 参加者9名

第1 弾圧対策本部の件

1 第1回会議(4月22日)

国民救援会東京都本部との間で第1回会議が本日開催され，体制及び日程が決まった。

(1)体制

本部長 島田団支部長

副本部長 安井都本部会長

事務局長 横山団支部事務局長

事務局次長 深沢都本部事務局長，平松団支部事務局次長

(2)日程

5月19日午前10時～ 選管その他へ申入(都庁集合)

5月28日午後2時30分～ 第2回会議(団支部事務所)

6月25日午後1時30分～ 第3回会議(団支部事務所)

7月10日午後1時30分～ 第4回会議(団支部事務所)

2 弾圧対策について

(意見)

- ・民パトとは車で宣伝は自由です，職質応じる必要がないというカセットテープ流すもの
- ・民パトのエンドレステープ流れていると力強い，やりやすい
- ・民パトまわりながら候補者，たまり場等に立ち寄り干渉，妨害の情報を入手することが重要，干渉，妨害があってもすぐに情報集まらない
- ・路地裏は宣伝カーに頼らずに自転車でもやっている

- ・ 2年ぶりの地方選，4年ぶりの国政選挙，正面から与野党激突はない，支配層は危機，政権交代もありうる，すでに干渉は始まっている，かつてない激しい選挙戦がある，我々団東京支部の構えを強化した方が良く，民パトに乗るかは別として要請活動をくまなくすることを提起したらよいのではないか
- ・ 都条例改悪もある，重要な時期迎えている
- ・ 救援会支部から申入があったら応じるように，声かかったら協力するようにニュースかチラシで呼びかけをする

第2 オリンピック2016招致問題

1 「異議あり！石原オリンピック2016」集会

1 1日の東京新聞の記事からIOCが反対派にも会うのではないかとマスコミが動き取材が殺到，当日152名の参加で大成功

2 集会後の経過

- ・ 集会時にはIOCが反対派にも会いたいという意向をきいており，17日にメインスタジアム候補地に行き反対アピールをした，マスコミからなぜ反対か聞かれた，日本のほか，イギリスの記者からも
- ・ 17日にもIOCから会いたい連絡がなかったので新スポの井上氏から会いたい連絡をした，都の招致委員も連絡をしたが決まっていないとの対応
- ・ 18日，都の招致委員から反対2団体へ連絡があり，明日各5分，ペーパー準備して説明という形が良いだろうと示唆
- ・ オリンピックよりも福祉をという流れより，計画のデタラメを明らかにする，アピールの英訳，仏訳も作成した
- ・ 19日，新スポの井上氏が反対団体の構成員数の資料も持参し，会議を中座して出てきた4名の評価委員に10時25分から20分説明した。通訳は全労連布施氏，意見書ほかのペーパーを通訳してもらった，通訳含め2名限りということで高石意事務局次長は部屋の外で待たされた
- ・ 4名の評価委員は元オリンピック選手，環境・輸送の専門家
- ・ 評価委員から反対理由について質問はなく意見をきく場だった，構成員数は？新スポは組合か？
- ・ もう1つの反対団体は「オリンピックはいらないネット」
- ・ その後マスコミから質問攻めを受け，12時から新スポ事務所で記者会見をした
- ・ 一番の関心事は何を聞かれたか，話したか，なぜ反対するのかを説明したと話した
- ・ マスコミとしては経済効果が重要，スポーツ団体であれば条件付賛成にしようという意図か，石原だから反対なのか？という質問もあったが，石原は相反する政策を取っている

3 今後の活動について

- ・ 10月2日に最終決定
- ・ 6月に立候補都市が最後のプレゼンテーション

(意見)

- ・ 6月にIOC本部があるローザンヌに行ってみようか
- ・ 計画では団支部が毎年ソフトボール大会で使用する公園がホッケー場になる可

能性があり，団支部内に広く知らせるべき

第3 サマーセミナー（8月28～29日）

1 テーマ

（意見）

- ・子どもたちの置かれている現実が注目されている
- ・民青に入る大学生が今年多い
- ・反貧困・平和の運動をやりたいという新入生が多い
「子どもの貧困」をテーマにする

2 場所

（意見）

- ・若手向けにディズニーランド近辺のホテルはどうか
- ・近場の湯河原のヒルトンホテル，つるまき温泉・陣屋はどうか
ディズニーランド近辺のホテルを探す

第4 その他

1 検察審査会審査補助員・指定弁護士

- ・5年で審査補助員，7年で指定弁護士
- ・日弁連がマニュアルを配布している
- ・検察審査会改正が続いている，守秘義務が強化されている
- ・ブレーキかアクセルか，弁護士の感覚だとブレーキだろう
- ・本部の警察問題委員会に任せるか

継続審議に

2 若手学習会

- ・5月28日午後6時30分～ 裁判員制度をふまえた刑事弁護の在り方
（久保木亮介団員）
- ・6月25日午後5時30分～ 貧困問題
（生活保護につき田所良平団員，貧困ビジネスにつき林治団員）

修習生，新司法試験受験生にも参加を呼びかける

3 ソフトボール大会

- 11月11日，同月9日を候補日にする
- その後，11月9日（月）に決定

4 納涼会（7月23日）

後樂園近辺で会場をさがす

5 メーデー

- ・10時からソマリア宣伝をする
- ・打ち上げ会場は去年から変更する

6 支部ニュース

日誌 4月15日～5月25日

- 4月17日 自由法曹団改憲阻止対策本部
18日 自由法曹団常任幹事会 / 自由法曹団教育問題委員会
/ 「ソマリア問題」街頭宣伝行動
21日 自由法曹団国際問題委員会
22日 支部幹事会
30日 自由法曹団司法問題委員会
5月 1日 メーデー
11日 自由法曹団司法問題委員会 / 自由法曹団市民問題委員会
13日 自由法曹団将来問題委員会
14日 自由法曹団治安問題委員会 / 「海賊対処」対処派兵新法徹底審議 / 廃案を
もとめる国会要請行動
15日 自由法曹団改憲阻止対策本部 / 自由法曹団治安問題委員会
18日 支部事務局会議
23日～25日 5月集会

